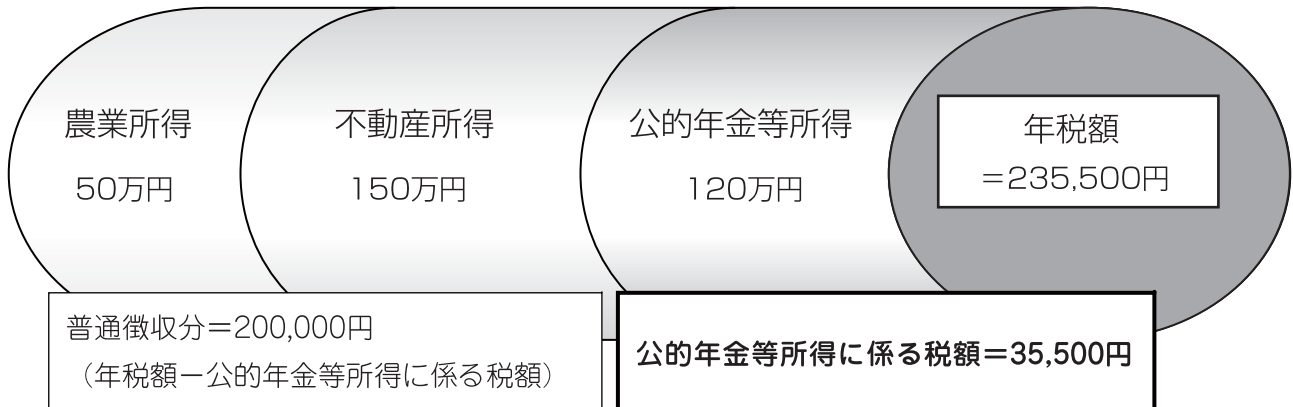


# 公的年金等所得に対する町県民税とは？

天引き対象の方で、所得控除額が86万円と仮定し（配偶者有り）、下記所得がある方の場合…



## ①年税額を計算します

総所得金額 50万円 + 150万円 + 120万円 = 320万円  
 課税標準額 320万円 - 86万円 = 234万円（百円未満切捨て）  
 （総所得金額 - 所得控除額）  
 所得割額 町民税分 234万円 × 0.06 = 140,400円  
 県民税分 234万円 × 0.04 = 93,600円

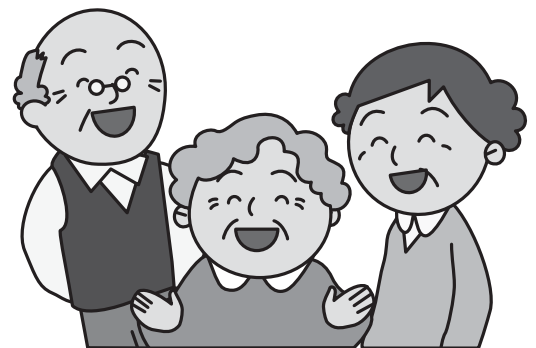
(年税額)	(町民税)	(県民税)
調整控除	▲1,500円	▲1,000円
所得割額	138,900円	92,600円
均等割額	3,000円	1,000円
<b>合計</b>	<b>141,900円</b>	<b>93,600円</b>

先に求めた所得割額から調整控除額を差し引いた額（百円未満切捨て）

## ②公的年金等所得に係る町県民税額を計算します

課税標準額 120万円 - 86万円 = 34万円  
 （公的年金等所得額 - 所得控除額）  
 所得割額 町民税分 34万円 × 0.06 = 20,400円  
 県民税分 34万円 × 0.04 = 13,600円

(年税額)	(町民税)	(県民税)
調整控除	▲1,500円	▲1,000円
所得割額	18,900円	12,600円
均等割額	3,000円	1,000円
<b>合計</b>	<b>21,900円</b>	<b>13,600円</b>



従って35,500円が年金から天引きされ、残りの200,000円が普通徴収にて納めていただく税額になります。（均等割は給与特徴→年金特徴→普通徴収と、徴収の優先順位が決まっているため、この場合には年金より引かれることとなります。）